

新上五島町観光物産協会レンタサイクル 利用規約

平成 29 年 1 月 1 日 施行

この電動アシスト付き自転車レンタサイクル（以下「自転車」という。）は、一般社団法人新上五島町観光物産協会（以下「当協会」という。）が管理運営しております。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）が自転車を利用するにあたり、遵守していただく事項について想定しております。この自転車をご利用する場合には、この利用規約を遵守していただくことになります。

1、利用申込み

- ・利用申込みは、当協会（貸出施設）のレンタサイクル受付にて行って下さい。貸出手続きの際に「レンタサイクル利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、パスポート、学生証など）と一緒に提示してください。
- ・利用申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りする場合があります。
- ・過去の利用時に利用規約に違反されていた場合、または当協会が適切でないと判断した場合は、お断りする場合があります。

2、個人情報の利用

- ・本サービスの利用に関して当協会が知り得た個人情報については、当協会の個人情報保護方針に従い取扱います。

3、利用料金

- ・ 3 時間未満 800 円（自転車賠償保険料込み）
- ・ 1 時間延長する毎に 300 円
- ・貸出時に予定時間の利用料金を精算し、返却時に超過分の利用料金を精算します。
- ・利用料金のお支払いは、現金のみです。
- ・貸出、返却は一日毎で、原則として日を連続して貸出することができません。

4、利用時間

- ・利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までです。
- ・利用者からの連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎる等、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

5、利用条件

- ・貸出、返却とも営業時間内（午前 9 時から午後 5 時まで）に必ず行ってください。
- ・回収業務は行っておりません。返却が遅れそうな場合は、必ずご連絡ください。なお、営業時間を過ぎての返却は、延長料金に加え、追加料金 1,000 円を当協会にお支払いいただきます。
- ・自転車の利用については、道路交通法等関連法令を遵守することはもちろん、交通マナーには十分留意してください。時期によっては、路面が大変滑りやすくなっている場所（下り坂等）がありますので、十分に注意して走行してください。

6、返却

- ・貸出を受けた場所に必ず返却してください。
- ・返却の際、カゴ等に残っていた貸出品以外のものについては、当協会は責任を負いません。

7、自転車の事故・損傷

- ・利用者は、利用前に自転車及び鍵等の附属品に故障等不具合がないか、必ず確認してください。利用前に自転車の異常または故障を発見した場合は、直ちに当協会までご連絡ください。
- ・利用中に自転車が故障した場合は、直ちに自転車利用を中止し、当協会までご連絡のうえ、自転車を当協会へ返却してください。
- ・利用者に起因する自転車の故障（通常の利用における小さなキズは除く）の場合は、修理代金は、利用者にてご負担していただきます。また、利用中のタイヤのパンクについても、修理代金は、利用者にてご負担していただきます。パンクした状態のまま走行されると、チューブが破損してしまいますので、必ず自転車を押して歩いていただきますようお願い致します。
- ・利用者に起因し自転車に修理不能な損傷を与えた場合は、該当する自転車代金を利用者にてご負担していただきます。
- ・利用者に起因する自転車の故障または修理不能な損傷を与えた場合で、遠方にて発生し回収に費用がかかる場合には、別途回収費用も利用者にてご負担していただきます。
- ・いかなる事情があろうとも、当協会に事前の了解なく利用者が自身の判断で自転車を修理された場合は、当協会は修理代金を負担できません。
- ・自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当協会に起因する場合を除いて、一切の責任を負いません。

8、自転車の盗難・紛失

- ・利用中に自転車から離れる場合は、必ず盗難防止のため自転車の鍵を施錠してください。
- ・利用中に自転車を盗難・紛失した場合は、速やかに警察署に届出及び当協会まで連絡をしてください。
- ・無施錠のまま放置した等利用者に起因する盗難・紛失の場合は、保証金の返却は行いません。利用者にてご負担していただきます。
- ・自転車を放置禁止区域等に放置し撤去された場合は、利用者自らの責任で返還を受けてください。返還に要する諸費用は利用者にてご負担していただきます。

9、ケガ・事故

- ・利用中の第三者による事故により利用者に障害等が発生した場合、また利用者が第三者に障害等を与えた場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会のTSマーク付帯保険又は一般社団法人自転車安全利用促進協会の法人自転車賠償保険の範囲内での補償となります。
- ・利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置を取るとともに、当協会に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。
- ・事故についての示談・協議が必要な場合には、利用者自らの責任において行ってください。
- ・前項にかかわらず、当協会が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当協会が被害を被った場合には、利用者にてその損害賠償を請求することがあります。
- ・利用者のケガ、携帯品（衣類を含む。）の破損や紛失、汚れに関して当協会は一切の責任を負いません。

10、付属品等の紛失・破損

- ・自転車の付属品（鍵など）を紛失・破損または盗難等により返却不能場合には、当該料金を利用者にてご負担していただきます。

11、禁止事項

- ・利用者は次の行為をしないでください。
 - (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
 - (2) 危険箇所・不適切な場所での利用
 - (3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
 - (4) 自転車または付属品の改造等現状の変更
 - (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
 - (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること
 - (7) 自転車を譲渡、質入れなどの処分にすること
 - (8) 公序良俗に違反する利用

12、利用取消し

- ・利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
- ・利用取消しの場合は、当協会が受領した基本利用料金及び保証金の払戻しは一切いたしません。
- ・利用規約の違反により、当協会または第三者が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

13、その他

- ・メンテナンス等安全点検並びに自然災害のため、事前に告知なくレンタサイクルの提供を中止する場合があります。
- ・自転車の数に限りがあり、貸出状況により利用できない場合があります。

《お問い合わせ・貸出業者》

〒857-4211

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷 428 番地 31

一般社団法人 新上五島町観光物産協会

TEL 0959-42-0964 FAX 0959-42-0967

【レンタサイクル営業時間】9時00分～17時00分

公益財団法人日本交通管理技術協会 TSマーク付帯保険内容

◎TSマーク付帯保険は、点検・整備を行い安全な自転車であるという証として貼付されたTSマークに付帯される保険です。自転車搭乗者は特定しません。

【補償内容と支払対象】

	障 害 補 償		賠 償 責 任 補 償	被 害 者 見 舞 金
	死亡又は重度後遺障害	入院 15 日以上	限度額 5,000 万円	入院 15 日以上
	保険金額 一律 100 万円	保険金額 一律 10 万円		保険金額 一律 10 万円
支 払 い の 対 象	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が事故によりその日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1~4級)を被った場合	左記の事故によって、入院加療15日以上障害を被った場合 ※入院15日未満及び通院は補償の対象外です。	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が第三者に死亡又は重度後遺障害(1~7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人が第三者(加害者)に傷害(入院加療15日以上)を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合
支 払 い で き な い 主 な 場 合	(共通) ○盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自転車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故 (障害補償) ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの (賠償・見舞金) ○同居の親族・同乗者に対する賠償事故 ○対物損害			
そ の 他	○賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。 ○搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。 ○事故は、道路上で起きたものに限りません。 ○重度後遺障害とは、自賠法に定められている後遺障害1級~14級のうち1~4級(損害補償)または1~7級(賠償責任補償)をいいます。 ○被害者見舞金10万円は、加害者から保険金を請求してください。そのうえで、保険会社から被害者に直接支払います。(加害者には支払いません) ○暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金はお支払できないことがあります。			